

## 社会福祉法人葵寮の役員等に対する報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葵寮（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の額)

第2条 報酬の額は日額とし、別表の区分に応じて、それぞれに定める総額の範囲内において支給することができる。ただし、当法人の職員が理事を兼ねる場合には支給しない。

2 前項に定める日額は、当法人の理事会又は評議員会に出席したとき、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額とする。

3 理事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、第1項に定める日額は、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額とする。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、監事の職務に従事した場合並びに研修に参加した場合は、第1項に定める日額は、1回につき別表の報酬（日額）欄の金額とする。

### (費用弁償の額)

第3条 役員等の費用弁償の額は、社会福祉法人葵寮旅費規程に準じて支給する。

### (報酬等の支払方法)

第4条 役員等の報酬等は、通貨をもって直接本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

### 附 則

この規程は、平成29年6月28日（定時評議員会の議決日）から施行する。

### 別表（第2条関係）

役職	報酬の年額（総額）	報酬（日額）
理事長、その他理事、監事	1,000,000 円	8,000 円
評議員	1,000,000 円	8,000 円